

令和3年第3回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和3年9月24日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 今泉吉人 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 高森陽一郎 |
| 8 伊藤 武 | 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 |
| 12 山口伸彦 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第57号

設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第58号

設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第59号

令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算(第6号)

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第60号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第61号

令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

(文教厚生委員長報告)

- 日程第 6 議案第 62 号
令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 7 議案第 63 号
令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 8 議案第 64 号
令和 3 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 9 議案第 65 号
令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 10 議案第 66 号
令和 3 年度田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（総務建設委員長報告）
- 日程第 11 議案第 67 号
令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）
（総務建設委員長報告）
- 日程第 12 陳情第 4 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める陳情書
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 13 陳情第 5 号
公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を
求める意見書の提出を求める陳情書
（総務建設委員長報告）
- 日程第 14 陳情第 6 号
正規労働者が当たり前、安定した雇用と 1 日 8 時間の労働で暮らせる社
会を求める意見書の提出を求める陳情書
（総務建設委員長報告）
- 日程第 15 陳情第 7 号
住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見
書の提出を求める陳情書
（総務建設委員長報告）
- 日程第 16 陳情第 8 号
地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書
（総務建設委員長報告）
- 日程第 17 陳情第 9 号

障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 18 陳情第 10 号

消費税率 5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 19 陳情第 11 号

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 20 陳情第 12 号

私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 21 陳情第 13 号

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 22 要望第 3 号

超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望

(文教厚生委員長報告)

日程第 23 認定第 1 号

令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 24 認定第 2 号

令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 25 認定第 3 号

令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 26 認定第 4 号

令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 27 認定第 5 号

令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

- 日程第 28 認定第 6 号
令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 29 認定第 7 号
令和 2 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 30 認定第 8 号
令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 31 認定第 9 号
令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 32 認定第 10 号
令和 2 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 33 認定第 11 号
令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 34 認定第 12 号
令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 35 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 36 発議第 1 号
設楽町議会会議規則の一部を改正する規則 (案)
(追加)
- 日程第 37 発議第 2 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書 (案)
(追加)
- 日程第 38 選挙第 5 号
選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
(追加)
- 日程第 39 同意第 8 号
設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて
(追加)
- 日程第 40 議案第 68 号
和解及び損害賠償額の決定について

うもこれは日本を直撃ではないかなと、こんな心配をしておられますけれども。今後もこうした自然災害等に遭わないように、十分注意してまいりたいと考えております。

また、国政関連でございますが、自由民主党の総裁選挙が間もなく行われようとしております。どなたになるか、候補者の方々が多くお見えになりますけれども、これから決定がされるということで注目しているところでもございますが、29日には新総裁が決定されます。そして、臨時国会が10月4日に召集されることになったと聞いております。議会開会日には、衆議院選挙と町の選挙が重なる可能性があるとして申し上げてまいりましたが、ここに来て、衆議院選挙は、議員の任期を超えて11月7日あるいは14日の投開票が有力との情報があります。選挙が続くことになりますけれども、いずれの選挙も確実に執行ができるように努めてまいりたいと思います。

次に、世界ラリー選手権(WRC)についてであります。新聞等で報道されておりますように、本年11月に開催を予定していましたがFIA世界ラリー選手権「フォーラムエイト・ラリージャパン 2021」の中止が決定いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響は、国内で依然として甚大な状況にあるということでもあります。したがって、ラリージャパン 2021 実行委員会は、関係機関と長期にわたって調整を進めてまいりましたが、公道を使用し、地域と一丸となって開催するWRCの特性を考慮し、昨年引き続き中止を決定されました。なお、実行委員会は、2022年には、日本の地でWRCが開催できるように今後も尽力するということを公表されております。

本日は、監査委員の選任同意1件、損害賠償1件、過疎地域持続的発展計画1件、条例3件、補正予算1件を追加上程させていただきました。

定例会初日に上程した議案と併せまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、わたくしの挨拶とさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 おはようございます。令和3年第3回定例会第3日の運営について、9月17日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会付託の議案23件、陳情10件、要望1件と本日追加案件で議員提出が3件、町長提出が7件、継続審査申出が2件です。

日程第1から日程第22、日程第23から日程第34は一括上程で、その他は単独上程です。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいり

ますのでよろしくお願ひいたします。

議長 日程第1、議案第57号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」から日程第22、要望第3号「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田(敏) 令和3年第4回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和3年9月9日木曜日、午後3時45分から午後4時45分まで、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、委員4名、執行部より町長、副町長、教育長を始め担当課長の出席をいただき、委員会を行いました。付託された議案4件、陳情5件を審議しました結果を報告いたします。

付託事件1、議案第58号「設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決定いたしました。質疑内容は、配布の資料を参照してください。

次に、付託事件2、議案第59号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第6号)(総務建設委員会所管)」を審議いたしました。質疑9件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、質疑の内容において、「道の駅したら」の管理委託については、この件の再度実施についての検討を強く要望する意見が沢山ありましたことを付け加えておきます。質疑内容は配布の資料を参照してください。

議案第66号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号「令和3年度設楽町津具財産区特別補正予算(第2号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑3件。採決の結果、趣旨採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情書」について審議いたしました。質疑2件、採決の結果、趣旨採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号「住民の安全・安心を支える行政サービスを体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。採決の結果、趣旨採択で良いということで決定いたしました。

陳情第8号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」について

審議いたしました。質疑1件。採決の結果、趣旨採択で決定いたしました。

陳情第10号「消費税5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書」についてを審議いたしました。質疑1件。採決の結果、聞き置くということで決定いたしました。

その他はありませんでした。

以上で総務建設委員会の委員長報告を終わります。

3 今泉 おはようございます。続いて、令和3年第4回文教厚生設委員会委員長報告を報告します。

9月13日月曜日、午後3時32分から午後4時25分、文教厚生委員会を開催。出席者、委員5名全員。議会事務局長。執行部から町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計9名。付託された議案8件、陳情5件、要望1件について審議。審議の結果を報告します。

審査事件1、付託事件(1) 議案第57号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。

議案第59号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算(第6号)」。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。質疑内容については、配布資料を見てください。

議案第60号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」から議案第65号までは、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものに決定いたしました。

陳情第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」。全員賛成で採択すべきものに決定しました。意見等は配布資料を見てください。

陳情第9号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」。3対1で趣旨採択と決定いたしました。意見は配布資料を見てください。

陳情第11号「「1年単位の變形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情書」。2対2で、委員長採択で趣旨採決と決定しました。採択意見、趣旨採択意見については、配布資料を見てください。

陳情第12号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」。これも2対2で、委員長採決で趣旨採択と決定しました。採択意見と趣旨採択意見は、配布資料の内容を見てください。

陳情第13号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」。趣

旨採択 2、採択 1、不採択 1 で趣旨採択として決定しました。趣旨採択意見、並びに採択意見は配布資料を見てください。

要望第 3 号「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」。ここも、2 対 2 になりまして、委員長裁決で採択すべきものに決しました。採択意見は配布資料を見てください。

なお、設楽町議会委員会条例第 15 条「委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」と、うたっております。よって、陳情第 11 条、第 12 条、要望第 3 号は委員長裁決としました。

以上。

議長 委員長の報告が終わりました。

質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議長 議案第 57 号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 57 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 58 号「設楽町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 58 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 59 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 59 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 60 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 60 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 61 号「令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 61 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 62 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 62 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 63 号「令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 63 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 64 号「令和 3 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 64 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 65 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 65 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 66 号「令和 3 年度田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 66 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 67 号「令和 3 年度津具財産区特別会計補正予算 (第 2 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 67 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第 4 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

陳情第4号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第5号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第6号「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第7号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第8号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第9号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

6 金田(文) 陳情の中にありますように、障害や介護福祉に従事する職員や保育士の人材を定着させる、確保するという事は、この町の重要な課題でもありますの

で、趣旨採択ではなく、採択すべきだと考えます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 陳情第9号、討論がないようですのでこれで、討論を終わります。

委員長報告は趣旨採択でありますので、委員長報告に対して賛成か否かによろしいかと思えます。

3今泉 今、反対討論がありました。委員会のほうで、趣旨採択の意見で、同様の陳情が当議会に出されており、趣旨採択されているので、1年前と社会の状況はほとんど変化がないので、このようなことで私は趣旨採択に決定しました。

以上。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第10号「消費税率5%への引下げを求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり聞き置くとなりました。

議長 陳情第11号「「1年単位の变形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情書」の委員長報告に対す

る質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第 11 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第 12 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第 12 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 陳情第 13 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 13 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

議長 要望第 3 号「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

要望第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

要望第 3 号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、10 時まで休憩といたします。

休憩 午前 9 時 49 分

再開 午前 10 時 01 分

議長 休憩を閉じまして引き続き会議を行います。

日程第 23、認定第 1 号「令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 34、認定第 12 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 12 議案を一括議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 加藤 始めに、資料が差し替えということで、間違った資料が配布されておりました。始めにおわび申し上げます。新たに配られた資料で御確認をお願いします。それでは、令和 3 年決算特別委員会報告。

令和 3 年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。

本委員会は、令和 3 年 9 月 9 日木曜日、及び 9 月 13 日月曜日の両日にわたり、令和 2 年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

まず、9月9日、午前8時58分から午後3時17分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長、以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員9名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計69件で、その内訳は、議会費の審議では質疑なし。総務費の審議では、質疑33件。農林水産費の審議では、質疑9件。商工費の審議では、質疑11件。土木費の審議では、質疑3件。消防費の審議では、質疑6件。災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費の審議では、質疑7件。諸支出金の審議では、質疑なし。予備費では、質疑なし。

「歳入」に関する審議では、質疑2件。

特別会計決算に関する質疑は、なし。田口財産区特別会計決算、質疑なし。段嶺財産区特別会計決算、質疑なし。名倉財産区特別会計決算、質疑なし。津具財産区特別会計決算、質疑なし。

以上でした。

次に、9月13日、午前8時59分から午後3時25分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長、以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員9名全員です。

質疑は以下のとおりです。

質疑。一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計59件で、その内訳は、総務費の審議では、質疑3件。民生費の審議では、質疑17件。衛生費の審議では、質疑22件。教育費の審議では、質疑17件。

「歳入」に関する質疑は、ありませんでした。

特別会計決算に関する質疑は、合計14件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では、質疑5件。後期高齢者医療保険特別会計決算では、質疑2件。簡易水道特別会計決算では、質疑5件。公共下水道特別会計決算では、質疑1件。農業集落排水特別会計決算では、質疑1件。町営バス特別会計決算では、質疑なし。つぐ診療所特別会計決算では、質疑なし。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計決算を反対とする討論が1名。その内容は、財政が厳しいと言っているが本当なのか疑問。不要不急の大型事業が目白押し。暮らしや福祉の予算は現状維持。以上の点から反対。

一般会計決算を賛成とする討論、1名。討論は、本会議、本日にしようと発言されました。

採決。採決を行い、以下のように決しました。

認定第1号「令和2年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」。討論、反対・賛成、各1名。採決、賛成多数、6対2で可決すべきと決しました。

認定第2号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第3号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認

定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第4号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第5号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、賛成多数、7対1で可決すべきと決しました。

認定第6号「令和2年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第7号「令和2年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第8号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第9号「令和2年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第10号「令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第11号「令和2年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第12号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論、なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

その他については、ございませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 認定第1号「令和2年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 わたくしは、2020年度一般会計決算について、認定不可の立場から討論をします。

本案は、歳入決算額7,530,000千円、歳出決算額7,450,000千円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は67,000千円となっています。決算年度における事業としては、北設情報ネットワーク負担金、田口公共下水道操出金、「奥三河郷土館」、「道の駅したら」の建設工事、新斎苑建設工事費などが大きなもので、特別定額給付金や、休業協力金給付などの新型コロナウイルス感染症と相まって、歳入・歳出は、過去最大規模となりました。

わたくしは、過日の決算特別委員会でも述べたとおり、新年度予算において、1、厳しい財政状況と言いながら、公共下水道、歴史民俗資料館（仮称）、道の駅、火葬場、簡易水道更新の事業を進める大型予算を組んだ。厳しいというのは、住民要求に対してこれを抑するために強調しているのではないかと。

2、「民俗資料館」が、費用対効果の点で大きな問題を抱える施設になることは明らか。世界ラリー選手権関連のイベントなど、大小様々なイベントが目白押しであり、イベント戦略がどこまでも拡大し続けることが果たして良いのか疑問を持つ。

3、福祉施設が一定の前進をしているが、民生費全体を見ると伸び悩んでおり、現状維持が実際ではないかと。学校給食費の無料化は見送られ、移送サービスの見直しも、関係者が求めているものにはなっていない。道路維持費は残減を続けている、との理由で反対をしました。

この後、年度を通して7次に至る補正予算が組まれましたが、指摘した事項についてなんら是正をされることなく今日の決算に至っている。よって、認定を不可とするとしました。

町民の多くはコロナ禍の中、様々な困難・問題を抱え、これまで以上に行政の支援を求めています。住民福祉の向上を第1の任務とする地方自治体の役割を今こそ発揮するときではないでしょうか。町民の命と暮らしを守る施策を優先しながら、不要不急の施策を見直し、歳出を抑えて財源を捻出するとともに、国・県に必要とする財源を要求していく、こうした観点に基づいて、以下、各点にわたり意見を申し述べます。

1、厳しいと強調される町の財政状況について申し上げます。財政調整基金と減債基金では、利子積立てを行い現在高を増やし、それぞれ、2,545,000千円、519,000千円としました。当初予算での財政調整基金繰入101,260千円は、調停額においてはゼロ円となっています。この手法は長年とられてきており、財政が危機に陥っているわけではありません。反面、町債発行額は、1,265,000千円で、現在高は6,600,000千円となりました。公債費は508,000千円であり、現在、低減している実質公債費率が上昇に転ずることは確実であり、油断できないことも事実であります。

2、大型事業とイベント戦略、その他について申し上げます。

新設の「奥三河郷土館」は、総事業費が累計で1,468,000千円にのびりました。「民俗資料館(仮称)」は多額の費用に見合う成果をあげることは極めて難しいと思われまます。郷土館は、現在地の拡充で十分であったのであり、このような財政の使い方には同意できません。

世界ラリー選手権は、世界的なコロナ感染拡大の中で中止になりました。人流は抑制されるアクシデントに、観光事業やインバウンド事業は弱いことが露呈しました。イベントによる町おこしは考え直すときが来ており、方向転換を図るべきです。

ダム湖面及び湖畔周辺の観光開発の前提として、一定の水量がたたえられていること、水質がきれいなことなどが挙げられます。設楽ダムにおいては、それらの条件が確保出来るのか見通しは不透明であり、ダム観光は危なかしい挑戦と考えます。

3、新しい福祉と教育について申し上げます。

民生費が増額しているのは、コロナ対策費が年度途中で補正されたため、それを除いた民生費は、行事や集会中止などの影響もあり、わずかですが減少しています。

マイナンバー制度は個人情報漏えいのリスクが高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害する危険もあります。政府の意向に沿って、マイナンバーカードを町が普及しようとするのは賛成できません。

男女共同参画社会に向けた女性の社会的進出は、町の行政機関では進みません。役職の女性登用が逆に後退している現状をどう改善するかが喫緊の課題です。ジェンダー平等が、今や疑う余地のない価値になっていますが、町の認識不足は否めません。

移住定住対策費として、46,000千円と結構使っています。毎年10世帯の子育て世代の移住、空家バンクへの登録は目標未達成と、減少傾向が続いています。移住定住事業は大きなエネルギーと、お金を費やしているが、他の方策を考えたときに来ているのではないのでしょうか。

移送サービスの利用料の軽減を図ったといっても、無料だったことを考えると負担は大きいです。比較的利用の多い新城を例にとると、往復で6千円～8千円の負担になる。支払う医療費よりも多く、通院控えによる重症化も懸念されます。町外の遠隔地にも安心して移動が出来るような運賃体系を求めます。

特定公共賃貸住宅の入居率が悪くなっています。家賃が6万円と高いのも一因であります。放置しておけば、家賃収入が空家の数だけ入らないので、入居率の向上を求めます。

民間住宅耐震化改修は5年間で2件の実績しかありません。無策で推移しているのではありませんか。

公共下水道条例並びに分担金条例が成立しましたが、これまで地区説明会で示された方針案そのままが規定され、住民が望む費用負担の軽減に大きな進展はありませんでした。

教育費の負担軽減は、コロナ禍で強く要望されており、学校給食の無償化はその一助となります。しかし、教育委員会はそれに背を向けたままです。直ちに実施することを要求します。

以上の理由により、2020年度決算認定に反対することを申し述べ、意見といたします。

なお、暮らし、福祉の予算では、補聴器の購入補助、配食サービスの複数回化、避難所へのパーテーション配備、特別会計ではありますが、国保料の子供均等割助成など、前進もみられました。また、コロナ対策として約8億円の予算が組まれました。これは、評価するものであります。

この際、要望事項について申し上げます。

みらい工房は通所者が激減しております。コロナの影響だけではないと思われ

ますので、当分の従任事業者の存続に力を入れてほしいです。

宝保育園の支援事業は、園児の人数減により減額されていますが、減額補償のような対応を図られたい。

以上をもって討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2原田 私は、令和2年度、一般会計歳入・歳出決算の認定を可とする立場で討論をさせていただきます。令和2年度の一般会計の歳出は、7,450,000千円余と、町発足以来最大規模となりました。これは、令和3年5月に開設された「道の駅したら」や「奥三河郷土館」また、6月から業務を開始した「八橋斎苑」の大型事業が令和2年度中に完成したことによること、令和2年2月に発生した新型コロナウイルス関連の感染症対策によるものが主なものとなっています。

「道の駅したら」や「奥三河郷土館」の現状を見ますと、コロナ禍で県外への外出は控えるよう指示が出されている中、土日に限らず平日でも臨時駐車場に來客があるなど盛況を極めており、多大なる経済効果をもたらしていることだと推測しています。

コロナ禍で、イベント等の開催は困難かもしれませんが、今後もこのような盛況が続くよう知恵を絞っていただき、近隣施設との共存共栄を図っていくとともに、少しでも維持管理費が減る努力をしていただきたいと思います。

「八橋斎苑」においても、老朽化した「清崎斎苑」と「津具斎苑」の代替施設として八橋地内に新設され、人生最後のときを安らかに過ごすのにふさわしい場所となっていると思います。

また、設楽ダム水源地域整備事業や振興事業も順調に進み、特に田口地区の公共下水道事業の終末処理場やかんきよの整備が進められ、一部供用が開始されるなど、住民生活の向上に繋がるものとなっています。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として、各種施設への感染症対策や町民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金を始め、休業要請協力金や町内の内需拡大のためのプレミアム商品券の発行など、新型コロナウイルスへの対応も十分にできているものと思っております。

福祉の部分につきましても、配食サービスが週5回に拡充され、監査委員の意見にもあるように、移送サービスやタクシー運行補助金が改善され、また、在宅福祉事業も充実されています。

これらを鑑みますと、町民の生活に沿った支出がされているものと理解するものであります。

歳入の状況を見ますと、大型事業の完成に伴い、町債の発行が1,260,000千円余と大きな伸びになっています。監査委員の財政健全化審査における意見書を見ますと、指摘すべき事項は特にないという意見でしたけれども、今後も設楽ダム建設事業関連事業の終了予定の令和8年度まで町債の発行が高水準になることが予測されていること、後年の負担等による財政が硬直化することのないように慎重

なる財政運営を望むものであります。

以上、令和2年度の歳入・歳出については特に問題なく、適正に処理されているものと理解し、令和2年度の一般会計歳入・歳出決算に対し賛成するものであります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(文) 令和2年度一般会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

反対する最大の理由は、事務事業を進めていくにあたって業務管理における継続的な改善方法である、PDCAサイクル——計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法、が機能していない点がみられるからです。決算時においては、単に出納にかかる精緻さばかりでなく、しっかりした事業評価が欠かせません。それは、次の改善に繋げる必要からです。

特に不安を覚えたものは、「道の駅したら」の事業です。予定より多くの時間もお金もかかったことについては、成果報告書に詳しく記載されているものの、運営組織が令和3年5月の開駅の段階でも揺れており、町民の皆様の不安・不審を招きました。決算特別委員会において、事業の進め方についての評価、分析をたじましたが、明快な回答はありません。ガバナンスに問題があったのではないか、前例踏襲から抜け出せていないのではないかと考えます。

また、町債残高が約6,600,000千円となり、町民1人当たりの借金額はおよそ1,400千円に上り、令和3年以降も町債発行は高止まり。人口減少とも相まって1人当たりの借金額が増えます。基金を積み立ててはいるものの、将来負担と必要な住民サービスの確保に不安が残るものとなりました。

今後も、ダム関連の財源をあてにした事業が続くわけです。伴って町債も発行する必要が生じます。10年後、ダム完成後の住民の暮らしの安心を担保する財政運営のために、今からしっかりした評価に基づく事務事業の見直しをし、改善あるアクションに繋がるよう求めて反対討論とします。

以上です。

議長 ほかに討論はございませんか。

1 七原 私は、この決算を可とする立場で討論させていただきます。

そもそも、今回の決算に関してまず1つ言えることは、不法行為、違法行為等の行為は見当たらないということ。また、監査委員の方からも、可とすべきという意見を頂いているということがあります。

もう1つは、この委員長報告の中にもありましたように、多数の質疑があったわけなのですが、この中にはただ単に質問をするということだけではなく、このままで良いのか、これではいけないのではないのかという質疑、あるいはそういった内容の意見がありました。だとすれば、今回の決算は決算として、次年度の予算に対して、今回反対の立場で同僚議員が言われたことも含めていろいろ対策

を施して、そして新しい新年度の予算に向かっていくという、そういう立場で進むことが肝要と考えます。

以上の点で、この決算に反対するということが自体が私は無意味と考えますので決算には賛成です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わります。

議長 認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第4号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「令和2年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「令和2年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」

て」討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「令和2年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「令和2年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 10 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 11 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 12 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 日程第 35 「所掌事務の調査報告」を議題とします。

ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いいたします。

8 伊藤 第 4 回設楽ダム対策特別委員会、令和 3 年 9 月 15 日 9 時 30 分から 10 時 40 分まで行いました。設楽町役場議場です。

出席者、設楽ダム対策特別委員 6 名、山口議長、村松事務局長。設楽町から、

横山町長ほか8名。国土交通省設楽ダム工事事務所、真鍋所長ほか6名。愛知県豊川水系対策本部、水谷事務局長ほか3名。設楽ダム関連事業出張所、加藤所長ほか3名。

挨拶といたしまして、議長、町長、真鍋所長、竹内事務局長より令和4年度の概算予算要求金額が15,900,000千円等の話を兼ねて、挨拶をいただきました。

審査事件1、所掌事務の調査(1)「設楽ダム建設事業について」。瀬越工事課長から山村都市交流施設付近の盛土工法について、説明を受け、質疑応答を行った。

続きまして、(2)「愛知県設楽ダム関連事業について」。加藤設楽ダム関連事業出張所長から設楽ダム関連事業についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、町長発言で、県で整備していただいている道路整備等においても、ダム完成時までには終了することで町民に説明していることを確認しておくこととした。(4)「その他」。小水力発電を検討するのに必要なことを確認する。また、町長発言といたしまして、令和3年10月22日をもって退任する。関係者の皆さんの御協力に感謝します、ということでした。

その後、(3)「現地視察」。県道設楽根羽線1号トンネル及び山村都市交流施設建設予定地を視察して、視察後現地解散といたしました。

以上です。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第36、発議第1号「設楽町議会会議規則の一部を改正する規則(案)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

10 田中 それでは、提案をさせていただきます。伊藤武議員に賛同をいただきまして、わたくし田中が提出者として提案をするものであります。設楽町議会会議規則の一部を改正する規則案でございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び設楽町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由であります。議員活動と家庭生活との両立支援策を始め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

それでは、別紙8ページを参考にいただきながら、新旧対照表を御覧ください。次のように改正します。第2条、(欠席の届出)の第1項中、「事故」を、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得な

い事由」に改めます。

同条、第2項中、「議員」を、「前項の規定にかかわらず、議員」に。「日数を定めて」を、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めます。

第89条「請願書の記載事項等」とありますが、その第1項中、「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改めます。附則といたしまして、この規則は交付の日から施行することと、提案いたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第37、発議第2号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

3 今泉 発議第2号、設楽町議会議長殿。提出者、設楽町議会議員 今泉吉人。賛成者、設楽町議会議員 七原剛。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」。

上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

1枚めくってください。

「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を

求める意見書（案）」

（以下、意見書（案）朗読）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。更に、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、設楽町議会。

以上。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第38、選挙第5号「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

選挙管理委員の選挙を行います。選挙の方法であります。投票による場合と推薦による場合がございます。御意見。

(「推薦」の声あり)

議長 ただいま、推薦という意見がございました。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、推薦に賛成される方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長 全員であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に伊藤公一さん、佐々木孝さん、後藤誠さん、遠山和美さん、以上の方を指名します

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名しました、選挙管理委員に伊藤公一さん、佐々木孝さん、後藤誠さん、遠山和美さんが当選されました。

議長 次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

先ほどと同様、選挙方法についてどのようにいたしましょうか。

(「推薦」の声あり)

議長 推薦という発言がございました。

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、推薦に賛同される方は挙手願います。

[賛成者挙手]

議長 挙手全員であります。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に第1順位、後藤聖隆さん、第2順位、熊澤久仁子さん、第3順位、藤澤博巳さん、第4順位、後藤禎光さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

ただいま議長が指名しました選挙管理委員補充員に、第1順位、後藤聖隆さん、第2順位、熊澤久仁子さん、第3順位、藤澤博巳さん、第4順位、後藤禎光さんが当選されました。

議長 日程第39、同意第8号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、11ページ、同意第8号「設楽町監査委員の選任につき同意を求めることについて」。

本議案につきましては、黒柳俊彦代表監査委員の任期が本年11月8日で満了することに伴い、新たな監査委員として、氏原周次氏を選任したいので、「地方自治法」第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏原周次さんの生年月日及び住所は、議案に記載するとおりでありまして、人格が高潔で、約40年にも及ぶ長い教員、校長としての豊かな知識と経験など、優れた「識見を有する方」であります。

なお、識見を有する監査委員の任期は、同法第197条の規定により、令和3年11月9日から令和7年11月8日までの4年であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

同意第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第8号は、同意することに決定しました。

議長 日程第40、議案第68号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、12ページ、議案第68号「和解及び損害賠償額の決定について」。

本議案は、旧清崎貯木場の「道の駅したら」臨時駐車場内における自動車物損事故(財物事故)に係る和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に係る議会の議決事件の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の事故内容は、本年7月18日、損害賠償の相手方の普通自動車が、「道の駅したら」臨時駐車場内に駐車しようとして走行中、駐車区画線として張ってあったトラロープに触れ、留めていた釘が外れ車両に絡まったことにより、右側リヤタイヤのパンク、及び左側スライドドアと車体裏側を損傷したものであります。

相手方と保険会社による協議の結果、13ページの参考資料「和解及び損害賠償金調書」に記載するとおり、町有財産の管理不備として、設楽町の過失割合を10割と決定し、被害金額708,197円を損害賠償金として相手方に支払うという内容で和解するものであります。

なお、負担すべき賠償金は、町が加入する保険会社の損保ジャパンから本人又は修理会社等へそれぞれ直接支払われ、町の実質的負担はありません。

以上、町の管理瑕疵による損害賠償に係る専決処分の議会報告や議案上程が連

続しましたことにつきましては、誠に申し訳ありませんでした。今後は、職員一同、より一層気を引き締め、道路を始めとする町有施設の適正な日常管理に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田(敏) 本事件につきまして、仮の駐車場で起こったわけですがけれども、まだまだここには、いっぱいこういうロープが現状張ってあるはずなんですけれども、その止め金具はどのような処置にしたのか教えてください。

総務課長 今の件ですがけれども、この事件が起こった後にトラロープは全て撤去いたしました。今は、特に区画という形にはなっておりませんが、元々搬入路で四角く舗装が入っておりますので、そこで利用者は比較的整然と駐車をしていただいているという状況です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 68 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 41、議案第 69 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案 14 ページ、議案第 69 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」。

先の議会全員協議会で説明しましたように、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月 31 日で失効しましたが、引き続き、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな時限法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、同法第 8 条第 2 項に規定する市町村計画に係る事項を定め、対象地域を設楽町全域に、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間として、愛知県が定める「過疎地域持続的発展方針等」に基づき、15 ページ以降の「設楽町過疎地域持続的発展計画」

——いわゆる「新過疎計画」、を策定するため、同法第8条第1項に規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、同法第8条第7項の規定に基づく、あらかじめの愛知県への協議につきましては、8月30日付で「異議なし」との回答を受理しています。

詳細につきましては、企画ダム対策課長から説明します。

企画ダム対策課長 それでは、「設楽町過疎地域持続的発展計画の策定について」説明させていただきます。

今、副町長からも説明がありましたとおり、8月18日の議会全員協議会で、事前に設楽町過疎地域持続的発展計画について説明をさせていただきましたが、当計画について、愛知県との協議が整い、8月30日付で愛知県「過疎地域持続的発展方針等」に基づき策定されている旨のお認めの回答をいただきました。

よって、本日は、当計画の策定については議会の議決が必要となりますので、改めて当計画の説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

「設楽町過疎地域持続的発展計画」は、前計画である、「設楽町過疎地域自立促進計画」の根拠法令が令和3年3月31日で執行の期限を迎えて、引き続き過疎対策を講ずるため、4月1日付で新たに制定された法律であります、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。この法律と県の法律に基づき、引き続き持続可能な地域社会の形成と地域支援等を活用した、地域が更なる向上を実現するために設楽町の計画を策定するものであります。

計画の策定にあたっては、国からは過疎地域の市町村が非過疎地域になることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に行うことが求められております。このことから、過疎対策の実効性を向上させるために、設楽町計画の記載事項に、「地域の持続的発展に関する目標」、及び市町村「計画の達成状況の評価に関する事項」が追加されました。目標指標に人口数値を設置するとともに、達成状況の評価の時期、及び指標を定めることにより、いわゆるPDCAサイクルに基づく効果検証を行ってまいります。

また、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合することが求められるとともに、国税の減価償却の特例及び地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置を適用するためには、市町村計画に産業振興促進事項の記載が必要となるなど、変更が加えられました。

それでは、計画の内容について資料に基づいて説明させていただきます。本日の資料については、ページ下のほうに本日の議会の通し番号の資料ページと、今回の「新過疎」については、ページの右上に、設楽町の裏に数字がついております。でありますので、説明のほうは、設楽町の右肩上のほうの数字でページ数を説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、1ページの目次を御覧ください。

この計画は大きく分けて2つのカテゴリー、区分で構成されております。1ページから8ページまでの基本的な事項と、8ページに「移住・定住・地域間交流

の促進、人材育成」以降の分野別の課題と対策事業計画になります。

1 ページをまず御覧ください。1 ページから 5 ページにかけて、町の概要、人口の推移、行財政の状況を記載し、現状把握を行っております。

3 ページの資料につきましては、本日、申し訳ありませんが、このページの下から 6 行目と 5 行目のところの数字に一部誤りがありましたので、ページを差し替えさせていただき資料を加えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

6 ページを御覧ください。ここでは、計画の目標を達成するために基本方針を記載しております。次ページにある基本目標に、人口に関する目標数値を設定するために、設楽町人口ビジョンの当該年度の数値を採用しました。本計画は人口ビジョンで示された将来展望や方向性の実現に向け、総合戦略が策定され、その総合戦略を踏まえた設楽町第 2 次総合計画との整合性を確保する必要があり、総合計画に記載のある 6 つの行動指針に基づく持続的な地域づくりを推進していくことを基本方針としました。

また、愛知県が策定した「あいち山村振興ビジョン 2025」で示された北設楽郡地域の主な取組実施についても記載をいたしました。

7 ページを御覧ください。人口の目標値とその達成状況については、既に策定している設楽町人口ビジョンの将来展望——毎年 10 世帯の子育て世帯の移住受入れ、を基本として、令和 7 年度末の数値が目標値 4,355 人をどれだけ達成しているかについて、住民意見、総合計画、町総合戦略の実施事業を踏まえて検証し、後期計画へ生かしていきたいと考えております。この 7 ページの、令和 7 年度の人口目標値の数字につきましては、8 月 18 日の議会全員協議会では、4,551 人と説明しておりましたが、4,355 人の誤りでした。これは、人口推移の計算の仕方が、国勢調査の人口から求めるものと、住民基本台帳から人口予測する方法があるのですが、全協では、住民基本台帳から予測した 4,551 人を皆さんに説明させていただいたと思うのですが、設楽町人口ビジョンは、国勢調査人口からの人口予測でしたので、4,355 人に修正させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

次に、計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となります。根拠法である、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の適用期間が令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間でありますので、その前半部分の計画となります。また、対象地域は、設楽町全域となります。

(8)は、公共施設管理計画との整合について記載しております。

続きまして、8 ページをお願いします。このページ以降は、過疎地域の持続的発展のために取り組む各種事業を 11 の分野に分類して、それぞれ、(1) 現況と問題点、(2) その対策、及び (3) 事業計画について記載しております。なお、(3) 事業計画について記載のある具体的な事業名称については、過疎対策事業債の活用を記載を予定している事業を優先して記載させていただいております。

それでは最初に、2「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」は、今回の計画から新たに追加された分野であります。移住・定住推進事業、地域間交流を推進するオリエンテーリングフェスタの開催や、田口高校魅力化事業への取組を記載いたしました。

9ページをお願いいたします。9ページから15ページにかけては、3「産業の振興」についての記載となります。農業、林業、水産業、工業及び地場産業、商業、及び観光レクリエーションが対象となります。それぞれの振興に対し、取り組む事業を記載しております。主なものとして、愛知県が施行する広域農道の整備や、農地環境整備事業への負担金資質や、観光施設に関する整備・維持・補修に関するものを挙げております。

15ページを御覧ください。国税の減価償却の特例及び地方税の課税免除、また不均一課税に伴う国による減収補填措置を適用するため、(4)に「産業振興促進事項」の項目を設け、対象区域、業種、計画期間及び事業内容を記載しております。町では、関係条例として固定資産税の減免条例を整備し、産業振興を効率的に促進していきたいと思っています。この後で別に条例改正のほうで説明させていただきます。

次に、(4)「地域における情報化」です。北設情報ネットワークの設備の更新と、町ホームページ更新事業を挙げております。高速大容量通信の需要増に応えるとともに、緊急時の情報伝達を始めとする行政情報や、町の魅力発信などの観光情報など、身近に感じられるホームページを作ることに努めております。

17ページを御覧ください。主に町道、農道、林道等の道路関係整備事業とバス路線対策事業などが対象で、21ページにかけて記載しております。前計画に引き続き、住民生活に必要な道路等の整備を計画的に行ってまいりたいと思っております。

22ページを御覧ください。22ページから25ページにかけて、6「生活環境の整備」についての記載となります。主な事業は、簡易水道の施設工事、公共下水道、及び農業集落排水の配水管や中継ポンプなどの整備、ごみ処理施設整備に係る北設広域事務組合への負担金などであります。

25ページを御覧ください。25ページの下段に、7「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」について記載しました。主な事業は、「やすらぎの里」大規模改修工事と、福祉移送サービス事業になっております。

27ページをお願いいたします。8「医療の確保」について。地域にある医療機関、保健福祉センターや救急医療などの連携についてを記載しております。

28ページを御覧ください。9「教育の振興」についての記載となります。小中学校の教育環境の充実、及び住民の社会教育活動の推進に対する取組となります。老朽化した施設の修繕や、中学生の海外派遣事業の継続費などが主な取組となっております。

30ページを御覧ください。10「集落の整備」についてです。集落ごとの特徴を

生かしたまちづくりの推進や、田口市街地の活性化や、地域のあり方についてを記載しております。

31 ページをお願いいたします。11「地域文化の振興等」に関する記載となります。主な事業として、文化振興等に関連する施設の改修事業を計上しております。

また、下段から8行目、12「その他地域の自立促進に関し必要な事項」となります。若者定住対策、地域住民活動の推進への取組を記載しております。

最後に、この計画は、過疎対策事業債の借入れや、固定資産税の課税免除に対する補填措置など、国による財政支援措置を優先的に受けるための前提となるものであります。

また、設楽町は全域が過疎地域に指定されておりますので、この計画における各種事業、及び取組は総合計画や総合戦略におけるまちづくり全てに繋がるものと考えております。よって、まちづくりにおける各種事業の実施について、実効性を与えるとともに、財政力に乏しい設楽町にとっては、財政確保の観点からも重要な計画の位置付けであることを御理解していただき、議員の皆様にご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 加藤 「設楽町過疎地域持続的発展計画」というのは、本年から5年間、まちのこれからの施策を示す大切な考え方、指針をまとめたものだと承知しております。この中の24ページあたりの、本町の重点施策、移住定住対策について質問をします。

まず、移住定住対策を推進する主体は誰だと考えていますか。

企画ダム対策課長 対象といたしましては、当然町民の方もそうですし、町外の方、移住者を呼び込むということも考えておりますので、広い意味で対象者はあると考えております。

11 加藤 そのようなお答えだろうなと感じておったわけですが。これまでの移住定住対策がうまくいかなかった現状と問題点を24ページ、設楽町8ページにまとめてみえるわけですが、その中の中段、「ア」では、「町の仕事や暮らしが魅力的でない」と断じています。本当でしょうか。魅力の無い町に愛着もなく私たちは暮らしているのでしょうか。また、「イ」では、「移住しても、田舎ならではの地域の関係をうまく作れないことで、地域になじめないなど孤立を生んでいる」本当でしょうか。設楽町の住民はそんなに移住者に冷たいのでしょうか。そして、「ウ」では、「町の課題を共有して、一緒に活動していただける方が少ない」と、地域の非協力性を挙げています。本当でしょうか。地域にやる気がないということでしょうか。総じて、問題は地域にあると分析をしているように感じられますが、本当に責任があるのは、不十分な予算と計画で地域任せにしてきた行政の方針、施策にあるとは考えませんか。

企画ダム対策課長 資料の8ページに記載してあるのは、ここ数年企画ダム対策課で移住者たちをなんとか町に呼び込んで設楽町の継続的な町を作っていこうと取り組んだ結果で、こういう相談を挙げた移住者たちとの結果を記載させてもらったところではあります。今加藤議員が言われたように、原因を全て地元にとすわけではなく、当然、進めてきた町の担当である当課のほうでも、そうした取組の仕方としてもう少し考えていかなければならないことは十分に考えておりますので。こういった結果で問題点はわかっておりますので、今後の移住再策について取り組んでいく、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

11 加藤 年間10世帯の移住定住という目標は計画策定以来1度も達成しておらず、達成しないのが当たり前となっております。また、これから5年間、何の危機感もなくこのような分析を基に、目標だけでなく、移住定住の基本的な考え方、方針、計画、予算、対策を繰り返すのでしょうか。移住定住対策の抜本的な見直しを進め、「設楽町過疎地域持続的発展計画」に盛り込むように求めますが、答弁をお願いします。

企画ダム対策課長 加藤議員の言われたとおり、もう1度、まだ今総合戦略の目標は、年間10世帯、外から移住者を呼び込んで、なんとか2040年に3,000人を確保したいという目標で頑張っておりますので、この過疎債も借りながら、いろいろなハード、ソフト、そういった事業に繋がることを今後考えて、有効に過疎債を活用してもらいながら、設楽町が持続できるような施策を考えてまいりたいと思っておりますので、また議員さんたちからも、いろんな、こんなことをやってみたらどうか、そういった提案もいただきながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

7 高森 22ページの、未来に繋がる6つの行動指針が並んでおりますが、やはりこの中で一番大事なのは、教育である6番目ですね。特に、中心にある田口高校をいかに存続するか。そのような施策に関しては、あまりにも細かい事で終わっていて、全体的に北設全体でこの高校を支えるという仕組みが提示されていませんので、その辺の具体的なことをもう少し肉付けされるべきだと思います。いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 この計画につきましては、今までの計画のように、ここに全ての事業が載っていないと対象にならないというのではなくて、こういった言葉の中から今後のソフト面でもハード面でも、そういった事業に取り組める、関わりをもった文章にしてあれば、今後具体的な施策については対象になると緩和されておりますので、今、田口高校の魅力化についていろいろな施策を企画課で用意して考えて進めているところなのですが、今後もこういった、田口高校の魅力化を更に増していくような事業を考えましたら、そういったものは記載の対象になれば、そのように考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7 高森 しっかり肉付けをお願いします。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(文) 議員たちも協力を、という御発言がありましたし、それから先日の一般質問のときにも、議員とも情報共有を、いろんな情報を提供してというお話がありましたので、聞いてくださるなと思うのですけれども。様々なアイデアを、議員だけではないと思います。町民のいろんな方がアイデアを持ってきた時にはどこが窓口なのですか。このことだけ確認しておきたいと思います。

企画ダム対策課長 今説明させていただいたとおり、全課にわたる事業の内容がありますので様々なアイデアが考えられると思いますので、全課で対応させていただきますし、窓口で取りまとめの企画のほうにそういった話を持ってきていただければ、担当課とも調整させていただきますし、議員さんからも提案をもらいますし、町民からもそういったアイデアがあつて来れば、そういったところも検討して。積極的にこちらからも仕掛けてはいくのですけれども、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

6 金田(文) 確認します。今までは、そういった様々な御意見について記録がありますか。もし、今まで記録をしていなかったならば、これからは記録しますか。小さなことから大きなことまで、いろいろあると思いますが。

企画ダム対策課長 昨年まで活動計画の中にいろんな個別の事業が載っていたと思うのですが、それがどういう経緯でそこに載ってきたか、各担当で地域の要望があつて、計上してきた予算を見てもらったかという経過については各課にまとめであるかは企画のほうでは把握しきれませんが、今後については、当然、地元から要望があつたり、アイデアが出されれば、各担当でそういった記録を残して次の翌年度予算要求に反映するとか、そういった根拠の1つになっていくと思いますので、その辺は各課でまとめていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 69 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 42、議案第 70 号「設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 50 ページ、議案第 70 号「設楽町過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」。

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、先の議会全員協議会で新条例の制定趣旨・目的や概要について説明しましたように、本年 4 月 1 日に施行された新たな時限法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条の規定に基づき策定された、新たな「設楽町過疎地域持続的発展計画」に記載される産業振興促進区域内において、振興すべき業種として、従来からの製造業、旅館業、農林水産物等販売業に、今回、「情報サービス業等」を新たに加え、それぞれの用に供する一定の事業用資産の取得等に係る「固定資産税」の課税免除を行うため、地方税法第 6 条第 1 項の「公益等に因る課税免除」規定に基づき、新条例を制定するものであります。

規定内容は、課税免除の対象業種を始め、取得金額要件及び適用期間、申請手続き等について定めるもので、施行期日は公布の日であります。

また、附則の第 2 項において、従来の「設楽町過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を廃止しています。

なお、課税免除に伴う減収補填措置は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 24 条の財政措置の規定により、減収分の 75%を普通交付税で補填されるものであります。

詳細につきましては、財政課長から説明します。

財政課長 それでは、この条例に関しましては、財政課から説明をします。一部副町長の説明と重なる部分がありますけれども、御容赦ください。

最初に、この条例ですが、制定する理由ですけれども、今副町長が説明したように 50 ページの説明のとおりなのですけれども、その背景について説明します。

計画の内容、先ほどの議案の中で企画ダム対策課長から説明がありましたけれども、旧過疎法に続いて、新過疎法においても過疎債などの発行など、財政上の特別措置のほか、その他特別な支援措置が設けられ、そのうちの 1 つとして新過疎法 23 条で、国税である所得税、及び法人税の減価償却の特例が講じられました。

この特例は旧過疎法でもありましたけれども、新過疎法では、対象の拡充と基準額の引下げが行われました。更に第 24 条で地方税の減収補填措置、こちらも旧過疎法にもありましたけれども、一定の条件に該当する場合に申請に基づいて固定資産税の課税免除を実施することができ、その場合、免除により減収となった部分を交付税算定の基準財政収入額で調整し、補填される措置も講じられました。

町がこの課税免除を実施し、減収分の補填措置を受けるためには、旧過疎法同様、地方税法第6条に基づいて新しく条例を制定するか、又は今までの条例「過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例」の改正が必要となります。方法は2つありますが、旧過疎法が3月31日で失効、また法律が新しくなったということで、今までの条例を廃止し、新条例「過疎地域持続的発展支援における固定資産税の課税免除に関する条例」を定めることとしたものです。今までの条例につきましては、今副町長が申しましたように議案の53ページ附則2によって行います。

なお、条例名が長いので、旧過疎法関係の条例を「旧条例」、今回新設する条例を「新条例」と言います。ちなみに、過去からにおいて、この条例に基づいた免除申請は現在まで1件もありませんでした。

次に施行期日ですけれども、今副町長が申しましたように、交付の日からとしております。

この条例の施行の前提となる、先ほど説明しました新しい過疎計画は、議会の議決が必要となっております。先ほど議決をしていただけましたので、本日以降の施行期日となります。実際に交付する日で特に問題はないということで交付する日としております。

続いて、条例の内容です。概略としては、先ほど副町長が申しましたように、一定の条件に該当する場合に固定資産税のうち、家屋や償却資産等の部分を3年間課税免除とするものですが、国税の特例措置同様、対象の拡充と基準額の引下げ等を講じてあります。詳細な説明は、54ページから56ページの新旧対照表で行いますのでそちらを御覧ください。

最初にタイトルですけれども、法律名の改正に合わせてともに、末尾を「特例に関する条例」から「課税免除に関する条例」と条例名から内容がわかるようにしました。

第1条です。右側の旧条例の趣旨では、考え方のみとしておりましたけれども、新条例では、旧条例の第2条——右側の下段ですけれども、そのうちの一部、それから法律名、対象地区、対象者等を明記しております。対象地区は3行目の括弧の中に「持続的発展計画」とありますけれども、これはいわゆる過疎計画のことなので、本日は「過疎計画」と読み替えてください。

それで、過疎計画に記載された「産業振興促進区域内において」とあるとおり、この地域内で行うことが条件となります。が、議案の先ほどの31ページに戻っていただくと、上段の(4)「産業振興促進事項」その下の「産業振興促進区域」及び振興すべき業種にある、表の一番左のとおり、区域は設楽町全域としております。また54ページに戻ってください。右側の旧条例第2条、冒頭の「町内において」とあるとおり、実質的には設楽町全域のことですので変更はありません。

次に対象者です。再び31ページに戻っていただくと、同じく(4)の左の表から2つ目、ここでは業種としておりますけれども、「製造業、農林水産物等販売業、

旅館業及び情報サービス業等」とありますので、この業種は対象者となります。こちらでは、情報サービス業は追加されております。54 ページにまた戻っていただいて、左側、第1条中段に、これらの業種が羅列してありますけれども、アンダーラインが引いてある情報サービス業等が追加というものです。で、この情報サービス業とはなんぞやということなのですが、ソフトウェア等作成の情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等の業務を行う業種のことです。町内では該当する事業者は数社しかありませんが、皆さん知っている所だと、「テレコテージしたら」などが該当するのかなと思われれます。

これら4つの業種の方が、右側の旧条例では、第2条の3行目、「旅館業（下宿営業を除く。）」の次にあるとおり、「設備を新設し、又は増設した」場合を免除する、としておりますけれども、左側の新条例では、第1条の下から4行目、「取得等（取得又は製作若しくは建設）」これらを総称して「取得等」としてしておりますけれども、こちらも条件が拡充されております。また、建物及びその付属設備にあっては増改築、修繕も対象となりました。

次です。第2条の課税免除の内容です。冒頭に、「法第2条第2項の規定による公示の日から」云々とありますけれども、第1条にある、取得等の有効期間のことで、公示の日は令和3年4月1日で、これは、官報に新過疎法対象の市町村が、総務、農水、国交省大臣連名で公示された日です。この日から令和6年3月31日までに取得等がなされた場合は、その資産が対象となります。

次は、対象設備です。旧条例では、次の55ページ、右の表の(1)、(2)で示しておりますけれども、新しい条例では、54ページに戻っていただくと、租税特別措置法云々ということが書いてありますけれども、これは、新過疎法の内容に合わせて租税特別措置法が改正されておりますので、それを踏まえた文面とし、個人又は法人の対象となる設備等取得価格を示しております。なお、旧条例では、取得価格の記載がありませんでしたけれども、省令のほうで2,700万円を超える場合となっております。新条例では、55ページの左側中段、(1)、(2)のとおりに、取得価格を2,700万円超から500万円以上に引き下げると共に対象事業を2つに分けて、製造業と旅館業については資本金の違いによる限度額の引下げを設けております。

続いて、新条例第3条です。再び54ページに戻っていただいて、右側、旧条例の一番下から55ページにかけて、「3年間に限り免除する」とありますけれども、新条例では、この部分を抜き出して第3条としております。実際には、旧条例同様、課税は取得した翌年度からとなりますので、その年度から3年間免除期間となります。

その次の第4条以下は、第3条を設けた関係で、旧条例の3条以下を繰り下げております。内容的には、課税免除を受けるためには事業者の申請が必要ですと。

それから、旧条例の第3条の1行目、別に定めるというふうになっております

けれども、今回はこの条例の施行規則を新たに定め、新条例第4条では、規則で定めるというふうにしております。

また、旧条例の第3条第2項、アンダーライン部分を規則に移行しておりますので、新条例にはありません。

次の第5条、第6条は、旧条例の第4条、第5条を1条ずつ繰り下げたものですけれども、第5条では表現の見直しを一部しております。

以上が、条例の内容です。

これらのことを事業者さん等へどう周知するかなのですけれども、ホームページはもちろんのほか、毎年12月頃に償却資産の対象者には申告の案内を送付しておりますので、それに、これらのことを、簡単にという言い方は変ですけれども、チラシを作成して同封してお知らせする予定でおります。

以上です。

議長 議案第70号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第70号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議長 議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第43、議案第71号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは57ページ、議案第71号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」。

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、道の駅したら地域産業振興施設の使用料について、効率的な施設の利用を促進するため、主に次の2点を改正するものであります。

1点目は、1階入口前スペースを1階のテナントスペースとの一体化した使用形態とするため、当該部分を従来の部分に加算して月額63,300円に改めるものでありまして、2点目は、テナント部分を除く1階、2階の各スペースを一般住民、団体等が使用できるよう、「みんなのリビング」の利用時間や使用料金を明確化す

るとともに、「2階テラス」及び「1階の屋外スペース」の使用料を新規に規定する一部改正であります。なお、「みんなのリビング」の備考欄におきまして、使用要件を新たに規定しています。

改正の詳細につきましては、産業課長から説明します。

産業課長 「道の駅したら」の使用料の設定につきまして説明をさせていただきます。先ほど、副町長が説明したとおり、テナントスペースにつきましては、外の花の販売のスペースとして設定がしてありますので、フリーで貸出しすることが適切でないということでテナントスペースに追加させていただいております。

それとあと、「みんなのリビング」、屋外スペース、2階のテラス等の使用料につきましては、屋外のスペースを基準に敷地面積と工事費等を計算しまして、耐用年数30年ということで、建物につきましては同様の計算方式でやっておりますが、1平方メートル当たりの積算金額を出しまして、それが236円という金額になっておりますので、屋外スペースにつきましては、テント約1個分のスペースを貸出しをするというところで計算をいたしますと、約その金額に。野外スペースでは住民以外は2,000円となっておりますので、その金額と、あと、「道の駅とよはし」等、近くの道の駅の金額等の設定を比べまして、同等の金額、これくらいでいいのでないのか、というところでこの金額にさせていただき、金額の算定につきましてその金額が出たものに対しまして、町民につきましては半額の設定をさせていただき、この野外スペースであれば2,000円のところを1,000円という金額に設定をさせていただきました。

説明につきましては、以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第71号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第71号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第44、議案第72号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 64 ページ、議案第 72 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」。

「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本条例につきましては、2 点改正点がありまして、1 点目は設楽ダム建設工事に伴う、付替え県道瀬戸設楽線により、本年 4 月 1 日から「松戸橋」・「大名倉」間の終日通行止めによって、町営バス宇連長江線のバス停「下大名倉」及び「東大名倉」が利用できなくなったため、本条例「別表第 1」の「町営バス料金表」から削除する一部改正であります。

2 点目は、条例内のそれぞれの町営バス路線における乗降場所について——ここからちょっと俗っぽい説明になりますけど、乗降場所について、「、」のない「大田口」「東大田口」と規定していますが、現在「大田口」という字名もなく、中部運輸局愛知運輸支局への「自家用有償旅客運送登録」との整合を図るため、別表第 2 から別表第 5 までの「町営バス料金表」について、行政区と同様の今度は「、」のある「太田口」「東太田口」に改めるものであります。なお、実際のバス停看板は、「、」のある「太田口」で表記しています。

施行期日は本年 10 月 1 日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 72 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。時間が 12 時を過ぎましたが、あと残り少しですのでこのまま継続して進めたいと思いますけれども、御意見ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め昼食を延長させていただきます。

議長 日程第 45、議案第 73 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算 (第 7 号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 71 ページですね、議案第 73 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 7 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 6,800 千円追加し、予算総額を 6,077,147 千円とするものであります。

当該補正予算は、コロナ感染症の影響に対する事業者支援の 1 つとして、先行交付の都道府県に加え、今回市町村に対しましても、地域の実情に応じてきめ細かく支援できるよう、8 月 20 日に別枠とする「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)」の交付限度額が 6,814 千円と示されたことに伴う補正であります。

それでは、歳出の「補正予算に関する説明書」81 ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項 9 目「新型コロナウイルス感染症対策費」の 18 節「高齢者施設・障害者施設等感染症対策支援事業交付金」について。

1 点目はコロナウイルス感染リスクが高い中、適切な対策を講じながら精力的に介護サービスの継続に努められている高齢者施設、障害者施設等に対して、1 人 20,000 円、職員数 295 名を積算基準とする支援金の支給であります。

2 点目は、今後も引き続き徹底した感染症対策を継続し、適切かつ円滑なサービスを提供するために、職員数 30 名以上、10 名以上 30 名未満、10 名未満の 3 区分として、施設・事業所の職員規模に応じて、コロナ感染症対策に要する衛生予防用品等の購入費用を町内の 9 団体に交付するものであります。なお、交付方法につきましては、両交付金を合算して、それぞれの事業者 9 団体へ交付するものであります。

歳入につきましては、その前の 79 ページ、15 款国庫支出金の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の別枠(事業者支援分)として、本町に追加交付される限度額内で、歳出補正額の全額 6,800 千円を充当するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 73 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 73 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 46「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 47「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 ここで町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

町長 ただいまは、全ての上程案件につきまして、可決、御承認をいただきまして誠にありがとうございます。

わたくしにとりましては、今回が最後の議会になろうかと思えます。この機会に改めて議員の皆様方に一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

顧みますと、設楽町にとって長い間最重要課題でありました、設楽ダム問題に係りますところの建設同意協定が、平成 21 年 2 月に締結された直後の同年の 10 月にわたくしが町長に就任をいたしましてから、12 年の歳月が経過いたしました。

わたくしが最初に町長に就任した年、国政が民主党に政権が変わるなど、大きく社会情勢が変化する中であって、新政権の方針によります、「コンクリートから人へ」が唱えられ、公共事業が縮小される中で、設楽ダムも検証対象となりました。計画の先行きがこうして不透明な状況となったところでございまして、そん

な中での町長就任となりまして、わたくしはダム検証の作業の中で、国に対し、設楽町民は長い歴史と時代を通してこの地で生活を営み、将来の暮らしや町に行く末を心配する中で多くの時間を費やし、ダム事業に対する議論を重ねた結果、苦渋の選択としてこの設楽ダムを受入れ、協力に及んだのだと、このことを強く関係者に訴えたことが今思い出されます。

そして、約3年を費やし検証した結果、設楽ダムを継続とする判断が示され、また、同時期に愛知県も新たに知事が替わり大村県政となり、設楽ダム計画について、よくよく精査し判断すると言われまして、その後、国が検証継続となつてから2年後の平成25年12月にこの設楽ダム計画を容認されました。この間、水没等で移転をされる方たちは、生活再建のために移住に取り組み、新たに生活の場を確保され、現在は皆さん落ち着いて暮らしてみえる状況となりました。

また、一方で設楽ダム事業は、計画に基づいて現在も進捗が図られ、今後ダム本体工事を始め、付替道路整備にも拍車がかかり、早期完成に向けて着実に進められていくと思います。

わたくしも長年ダム対策に関わった一人として、将来体が元気であれば、完成の暁にはダム湖を眺めて思いを巡らせてみたいと思っています。

また、この12年の間には、町長として町民の皆様方との約束を果たすために、設楽ダムを容認する際に位置付けた町の活性化、また町民の暮らしにとって重要となる数々の振興整備事業等を手がけるとともに、産業、健康、福祉、医療、子育て支援や教育環境充実のためのソフト事業などの政策にも取り組み、わたくしなりに多少なりともまちづくりに貢献することができたかなと思っています。

そして、昨年から突然発症した新型コロナウイルス感染症対策に向け、予防対策協力支援など、各種の対応策に取り組む一方、対象となるほとんどの町民の皆さんが2度のワクチンの予防接種を受けることができ、一応の安全と安心を確保することが出来ました。

こうして、今日まで、多くの町政に取り組むことができた背景には、議会の皆さんを始め、町民の皆さん、そして町職員の皆さん方の深い御理解、御協力があって、ここまで町長として職務に携わることが出来ました。

わたくし自身はもとより微力であり、優れた能力があったわけでもありません。こうして、無力なわたくしを多くの方々が支えてくださり、お力添えを頂く中で務めることができたと思っています。

また、この任期中において、東北大震災や、熊本地震災害、そして北海道胆振地震災害を始め、今年7月の熱海市の土石流災害など、多くの地震や豪雨、そして土砂災害等の自然災害が全国各地で発生し、甚大な被害に遭われている現状にあって、幸いと申しますか、当町では今までに大きな災害に見舞われることもなく、平穏うちに大過なく町長としての職責を全うすることが出来ましたことに改めて安堵しているところでもありまして、御協力、御心配をいただきました多くの皆さん方に心から感謝し、御礼を申し上げる次第です。

終わりになりますが、今後はわたくしも一町民として陰ながら町政の繁栄を願
い、見守っていくこととし、今まで皆様方からわたくしにお寄せいただきました
御厚情に深く感謝申し上げますと共に、設楽町の益々の発展と、議員の皆様方の
活躍、並びに町民の皆様方の安寧を心から御祈念申し上げまして、10月に任期満
了を迎えるにあたりまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

今まで本当にありがとうございました。

[拍手]

議長 大変長期にわたり、御苦勞様でございました。心より勇退をおよろこび申し上
げます。

議長 以上で、本日の日程を全て終了しました。会議を閉じ、令和3年第3回設楽町
議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後12時16分